

令和7年度働き方改革優良企業魅力情報発信業務 仕様書

1 業務の名称

令和7年度働き方改革優良企業魅力情報発信業務

2 業務の目的

働きやすい職場環境づくりや多様な人材の活用に積極的に取り組んでいる企業の魅力を広く周知することで、県内企業への取組波及や、若者等の人材確保・定着を図ることを目的とする。

3 業務の内容

(1) 令和7年度「やまぐち働き方改革推進優良企業」の紹介動画及び紹介記事の作成

県が11月上旬に表彰する「やまぐち働き方改革推進優良企業」の働き方改革や働きやすい職場づくりの取組、働く先輩等の実話などを取材し、紹介動画及び紹介記事を作成する。

- ・5社程度
- ・取材及びコンテンツの作成

(2) 令和7年度「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の紹介記事の作成

県が10月1日に認定する「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の働き方改革や働きやすい職場づくりの取組について、紹介記事を作成する。

- ・30～40社程度
- ・コンテンツの作成（必要に応じ取材）

【参考】

ア 紹介動画について

- ・本事業の目的に沿った動画を制作する。
- ・動画1本当たりの時間は、200秒～300秒程度とする。
- ・WMV及びmp4形式で、アスペクト比16：9のフルHDとする。
- ・mp4形式については、YouTubeにアップロード可能で、テロップを含めた画像や音声鮮明に視聴できるようにする。
- ・映像中の会話等に対して、字幕を付して制作する。（ポイントで可）
- ・映像右上部に「山口県」と表記するなど、山口県が製作したことを認識できるように制作する。
- ・納品は、WMV及びmp4形式をDVDに収録し、原版1枚、複製1枚とする。
- ・企業との交渉について

県と協議の上、出演者、協力者等に交渉を行うものとする。また、出演者、協力者等の肖像権、及び、音楽の著作権等に関する調整を行い、配信しようとする媒体や県ホームページ、YouTubeなどの媒体で配信することの同意を得るとともに、必要に応じ、委託料の範囲で料金を支払うものとする。なお、出演者については、やまぐち働き方改革支援センターが実施するセミナー等との連携が可能な者を選ぶものとする。

イ 紹介記事について

- ・本事業の目的に沿った記事を制作する。
- ・県が提供する各社の主な取組内容をもとに、デザインやレイアウト等を構成し作成する。必要に応じ取材を実施する。
- ・(1)の紹介記事については1社あたりA4サイズ1～2枚程度、(2)の紹介記事については1社あたりA4サイズ1枚程度とする。
- ・納品は、各社のパワーポイント及びPDF形式のデータが書き込まれたCD-R(1枚)とする。
- ・企業から提供を受けた写真等のデータを活用する場合は、肖像権等の調整を行い、広報しようとする媒体や県ホームページなどで公開することの同意を得るとともに、必要に応じ、委託料の範囲で料金を支払うものとする。

(3) 広報

紹介動画及び紹介記事を掲載する県特設サイト「やまぐち働き方改革優良企業ポータルサイト」(<https://hatarakikata-yamaguchi.jp/>)について、県内全域における企業の人事・労務担当者や、学生等の求職者に幅広く情報が届くよう効果的な広報を行う。

(例：テレビCM、YouTube インストリーム広告、ノベルティグッズ作成 等)

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 委託料の返還

委託者は、受託者が事業の実施に当たり本仕様書に反した場合には、受託者に委託契約額の一部又は全部を返還させることができるものとする。

6 その他

(1) 個人情報の取扱い

受託者は、この業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならないものとする。

(2) 著作権の取扱い

成果品の著作権は、委託者である県に帰属するものとし、受託者は、著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 仕様書の変更等

本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、委託者と受託者との協議により定めるものとする。

7 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて委託者と受託者が協議の上、これを解決するものとする。

以上